

# 平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覽

項目	制度の概要	適用期間								
<p>1. トン数標準税制（海上運送法第 38 条に規定する課税の特例）</p> <p><a href="#">法令集</a></p>	<p>【2009. 4. 1 ~ 2013. 3. 31】</p> <p>対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ 適用（拘束）期間：5 年間 対象船舶：日本船舶のみ（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表）</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本船舶を 5 年間で 2 倍以上</li> <li>毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成</li> <li>毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保</li> <li>日本人船員を減少させない</li> </ul> <table border="1" data-bbox="898 421 1241 618"> <tbody> <tr> <td>~1,000N/T</td> <td>¥120</td> </tr> <tr> <td>1,000~10,000N/T</td> <td>¥90</td> </tr> <tr> <td>10,000~25,000N/T</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T~</td> <td>¥30</td> </tr> </tbody> </table>	~1,000N/T	¥120	1,000~10,000N/T	¥90	10,000~25,000N/T	¥60	25,000N/T~	¥30	<p>2009/2010. 4.1~</p>
	~1,000N/T	¥120								
	1,000~10,000N/T	¥90								
10,000~25,000N/T	¥60									
25,000N/T~	¥30									
<p>↓</p> <p>【2013. 4. 1 ~ 2018. 3. 31】</p> <p>対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ 適用（拘束）期間：5 年間 対象船舶：日本船舶（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず） 準日本船舶<sup>※1</sup>（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍） ※1 準日本船舶：一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限）。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上（新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上）</li> <li>毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成</li> <li>毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保</li> <li>毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保</li> <li>日本人船員を減少させない</li> </ul>	<p>2013/2014. 4.1~</p>									
<p>↓</p> <p>【2018. 4. 1 ~ 2023. 3. 31】（<u>下線が 2018 年度より変更・追加</u>）</p> <p>対象事業者：船舶運航事業者（国交省に届出・報告をしている事業者）のみ 適用（拘束）期間：5 年間 対象船舶：日本船舶（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず） 準日本船舶<sup>※2</sup>（100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍） ※2 準日本船舶：一定要件を満たした自社仕組船および国内船主の海外子会社保有船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで（但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限）。</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本船舶を <b>5 年間で 1.2 倍以上（不況条項あり<sup>※3</sup>）</b></li> <li>毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を養成</li> <li>毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を確保（<b><u>やむを得ないと認められる場合に限り、船員に代えて 5 年以内の乗船履歴を有する海技士を計算可</u></b>）</li> <li>毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を確保</li> <li>日本人船員を減少させない</li> </ul> <p>※3 <b><u>不況条項：取戻課税の要件（認定の取消）の前提となる勧告をしない「正当な理由」に歴史的な海運不況が発生した場合が含まれるものとする</u></b></p>	<p>2018/2019/ 2020.4.1~</p>									

## 平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
<p>2. 船舶の特別償却</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p> <p>※ トン数税制適用事業者は利用不可</p>	<p>(1) 外航環境低負荷船            特償率: 日本船舶 17/100、外国船舶 15/100            要件: 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り            (2015.4.1～)            ・ 日本船舶・外国船舶共に対象を 1 万 GT 以上に限定            ・ EEDI 削減率を海防法関係省令で定める規制値より 2% 上乘せ (2015.1.1 以降契約船)            ・ パラスト水処理装置の設置 (2015.4.1 以降契約船)            (2015.9.1～)            ・ 2015.9.1 以降に EEDI の規制対象となる船種について、海防法で定める規制値より 2% 上乘せ (2015.9.1 以降契約船)            (2016.1.1～)            ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定            (2017.4.1～)            ・ EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 5% 上乘せ (2017.4.1 以降契約船)  <u>(2019.4.1～)</u>            ・ <u>特償率の引下げ(日本船舶 18→17%/外国船舶 16→15%)</u>            ・ <u>EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 10% 上乘せ (2019.4.1 以降契約船)</u>  <u>(2020.1.1～)</u>            ・ <u>EEDI 削減率を海防法で定める規制値より 2% 上乘せ (2020.1.1 以降契約船)</u></p> <p><u>(2) 特定先進低環境負荷船(外航環境低負荷船のうち先進船舶として認められたもの)</u>            特償率: 日本船舶 20/100、外国船舶 18/100            要件: (1) 外航環境低負荷船の要件を満たしたうえ、以下の条件に合致するもの            ・ 認定先進船舶導入等計画に記載された船舶(認定申請書の提出が必要)            ・ 2019.4.1 以後に建造に着手された船舶、あるいは同日以後に建造契約が結ばれた船舶(※「建造に着手」された日とは「起工式又は船台搭載の予定期日」)            ・ 認定を受けるための技術要件(以下 7 項目のいずれか)を満たしていること  <u>①スマートナビゲーションシステム ②遠隔監視システム</u>  <u>③ウエザールーティングシステム ④予防保全システム</u>  <u>⑤機関室統合ビルジシステム ⑥高延性鋼 ⑦耐食鋼</u></p> <p>(3) 内航環境低負荷船            特償率: 高度環境低負荷船 18/100、環境低負荷船 16/100            要件: H27 年度改正以降の追加要件等は以下の通り            (2013.4.1～)            ・ LED 照明器具、船舶自動識別装置、加水分解型摩擦抵抗低減塗料を有すること            (2015.4.1～)            ・ 航海支援システムを搭載した環境低負荷船の特償率を 18/100 に拡充            ・ バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用            ・ 熱効率改良装置の搭載 (2,000GT 以上の船舶)  <u>(2019.4.1～)</u>            ・ <u>船首方位制御装置</u></p>	<p><u>2019.4.1～</u> <u>2021.3.31</u></p>
<p>3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">関係法令</p>	<p>船舶から船舶(譲渡差益の 80%を圧縮記帳)            要件(外航船舶): 近年の税制改正による見直しの状況は以下の通り            (2014.4.1～)            ・ パラスト水処理装置の設置 (2015.1.1 以降契約船および中古取得船)            ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外            (2016.1.1～)            ・ NOx3 次規制に伴う NOx 放出量削減型主機関の要件の改定            (2017.4.1～)            ・ トン数税制適用事業者の利用不可</p> <p>要件(内航船舶): H26 年度改正以降の追加要件は以下の通り            (2014.4.1～)            ・ 一定の主機関または推進装置、LED 照明器具、船舶自動識別装置を有すること            ・ サイドスラスタの設置 (2,000GT 以上の船舶は必須、未満の船舶は選択項目)            ・ 譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外  <u>(2017.4.1～)</u>            ・ <u>バルバスバウまたはバルブレス船首船型の採用 (2,000GT 以上の船舶)</u></p>	<p>2017.4.1～ 2020.3.31</p>

## 平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間												
4. 登録免許税の特例  <b>関係法令</b>	<p>国際船舶に係る登録免許税の特例措置: 以下は軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得をする国際船舶(中古船)の所有権の保存登記 …船舶価額の 3.5/1000</p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 …債権金額又は極度金額の 3.5/1000</p> <p>要件: H28 年度改正以降の追加要件等は以下の通り (2016.4.1~)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新造船、中古船ともに 10,000G/T 以上</li> <li>・中古船は寄港国検査(ポーステートコントロール)による拘留履歴がないこと</li> <li>・中古船は従来の船齢制限を撤廃</li> </ul>	2018.4.1~ 2020.3.31												
5. 固定資産税の特例  <b>関係法令</b>	<p>課税標準</p> <p>1) 船舶</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>内航船舶</td> <td>価格の 1/2</td> </tr> <tr> <td>外航船舶</td> <td>価格の 1/6</td> </tr> <tr> <td>国際船舶</td> <td>価格の 1/18</td> </tr> </table> <p>2) 外航用コンテナ 価格の 4/5</p>	内航船舶	価格の 1/2	外航船舶	価格の 1/6	国際船舶	価格の 1/18	- - 2018~ 2020 年度分 恒久化						
内航船舶	価格の 1/2													
外航船舶	価格の 1/6													
国際船舶	価格の 1/18													
6. 特別修繕準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕費用×事業年度の月数/60 か月×3/4</li> <li>・トン数税制適用事業者の新規積立は不可(2017.4.1~)</li> </ul>													
7. 中小企業投資促進税制	<p>対象事業者等:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金 1 億円以下の法人。但し、税額控除は資本金 3 千万円以下の法人のみ選択可</li> <li>・2019 年度より、平均所得金額(前 3 事業年度の平均)が年 15 億円を超える事業年度については適用を停止</li> </ul> <p>内航貨物船: 特別償却 22.5/100(取得価額の 75%×30/100) or 税額控除</p>	<b>2019.4.1~</b> <b>2021.3.31</b>												
8. 地球温暖化対策税の還付措置	<p>石油石炭税(2,040 円/KL)に上乗せされている「地球温暖化対策のための税」の還付(原油・石油製品)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(期間)</th> <th style="text-align: left;">(税率)</th> <th style="text-align: left;">(特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012.10.1~</td> <td>2,290 円/KL</td> <td>250 円/KL の還付</td> </tr> <tr> <td>2014.4.1~</td> <td>2,540 円/KL</td> <td>500 円/KL の還付</td> </tr> <tr> <td>2016.4.1~</td> <td>2,800 円/KL</td> <td>760 円/KL の還付 (<b>~2020.3.31</b>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【還付対象】内航海運、国内旅客船に係る軽油および重油</p>	(期間)	(税率)	(特例)	2012.10.1~	2,290 円/KL	250 円/KL の還付	2014.4.1~	2,540 円/KL	500 円/KL の還付	2016.4.1~	2,800 円/KL	760 円/KL の還付 ( <b>~2020.3.31</b> )	2017.4.1~ 2020.3.31
(期間)	(税率)	(特例)												
2012.10.1~	2,290 円/KL	250 円/KL の還付												
2014.4.1~	2,540 円/KL	500 円/KL の還付												
2016.4.1~	2,800 円/KL	760 円/KL の還付 ( <b>~2020.3.31</b> )												
9. 軽油引取税船舶(日本籍船)への免税措置	<p>船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り 32,000 円が課される(地方税法附則(第 12 条の 2 の 8))。</p> <p>船舶に対する課税は、H21 年度改正で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置が講じられている。</p> <p>○内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>外国籍船</td> <td>: 輸出免税</td> </tr> <tr> <td>日本籍外航船舶</td> <td>: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置</td> </tr> <tr> <td>内航用</td> <td>: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置</td> </tr> </table>	外国籍船	: 輸出免税	日本籍外航船舶	: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	内航用	: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置	2018.4.1~ 2021.3.31						
外国籍船	: 輸出免税													
日本籍外航船舶	: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置													
内航用	: 地方税法附則(第 12 条の 2 の 7)に基づき免税措置													

## 平成 31 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
10. とん税 特別とん税	(1) とん税      1 純トン（開港の入港毎） 16 円      （開港ごと 1 年分） 48 円 (2) 特別とん税   1 純トン                              20 円                              60 円	